

## 新潟市空き家活用推進事業

### 移住定住活用タイプ補助金交付要領

#### (総則)

第1条 新潟市空き家活用推進事業に係る移住定住活用タイプの補助金の交付については、新潟市空き家活用推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

#### (目的)

第2条 新潟県外からの移住定住に併せて自ら居住するために行う空き家の購入やリフォームを支援することで、空き家の有効活用と移住定住の促進を図ることを目的とする。

#### (定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 移住定住者 要綱第13条に規定する実績報告書の提出までに県外から本市へ住民票を異動する予定の者（交付申請の日から遡って、2年以内に県外から本市へ住民票を異動した者を含む。）

(2) 申請者等 申請者、申請者と同居する者、又は要綱第13条に規定する実績報告書の提出までに申請者と同居する予定の者

#### (補助事業の要件)

第4条 要綱第3条の規定による市長が別に定める補助事業の要件は、以下に掲げるものとする。

(1) 補助金の交付の決定を受けた後に、申請者が自ら居住するため、空き家の購入による取得又は対象リフォーム工事のいずれかを行うこと、若しくは空き家の購入による取得及びリフォーム工事を行うこと

(2) 申請者等が、要綱第10条に規定する補助金の交付決定以降、要綱第13条に規定する実績報告書の提出までに対象となる市内の空き家に居住すること

(3) 申請者等が、対象となる市内の空き家に10年以上継続して居住する予定であること

(4) 補助事業により取得する空き家は10万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）以上で購入すること（購入費を補助対象とする場合に限る。）

(5) 要綱第2条第2号の規定による市長が別に定める対象リフォーム工事の要件は、以下に掲げるものとする（対象リフォーム工事を補助対象経費に含む場合に限る。）。

ア 市内に本社、本店、支店若しくは営業所を有する法人（工事見積書の内訳証明書及び契約書において市内の住所が確認できるものに限る。）又は市内に住所を有する個人事業主に発注するものであること

イ 10万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）以上の対象リフォーム工事を実施すること

2 補助事業により取得する空き家が共同名義になる場合、申請者以外の共同名義人は、要綱第13条に規定する実績報告書の提出までに申請者と同居する者であること

3 空き家の取得日は、空き家の購入費用の支払い完了日、又は所有権移転登記の完了日のうちいずれか早い日とする。

（空き家の要件）

第5条 要綱第2条第1号の規定による市長が別に定める要件は、以下に掲げるものとする。

(1) 戸建住宅であること

(2) 不動産の登記がなされていること

(3) 申請者等以外の居住又は使用に供されたことがあること

(4) 申請者の居住後において、店舗、事務所、作業場その他居住の用に供する部分以外の部分がある場合、床面積の過半が居住の用に供されているもの（以下「併用住宅」という。）

(5) 「にいがた安心こむすび住宅推進事業」の補助金交付を受けていないもの

(6) 交付申請の日から遡って、2年以内に居住していたものでないこと

2 空き家を購入する場合、要綱第2条第1号の規定による市長が別に定める要件は、前項に規定する要件の他、以下に掲げるものとする。

(1) 申請者等が所有しているものでないこと

(2) 申請者等の2親等以内の親族又は申請者等の配偶者が所有しているものでないこと

3 空き家をリフォームする場合、要綱第2条第1号の規定による市長が別に定める要件は、第1項に規定する要件の他、以下に掲げるものとする。

(1) 申請者等が県外に転居する以前に取得及び居住していたものでないこと

(2) 申請者等が要綱第13条に規定する実績報告書の提出までに購入等により取得するもの

(申請者の要件)

第6条 要綱第2条第3号の規定による市長が別に定める申請者の要件は、以下に掲げるものとする。

(1) 移住定住者に該当し、要綱第10条に規定する補助金の交付決定以降、要綱第13条に規定する実績報告書の提出までに対象となる市内の空き家に居住する個人

(2) 過去に補助金の交付を受けていない者であること

(3) 暴力団（新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと

(4) 市税を完納していること

(補助対象経費)

第7条 補助金の補助対象経費は空き家の購入及び空き家の対象リフォーム工事に係る経費で、要綱第4条第1項第3号の規定による市長が別に定めるものは、別表第1に定めるものとする。

2 居住の用に供する部分とそれ以外の部分を明確に区分せずに空き家を購入する場合（併用住宅に限る。）、補助対象経費の算定方法は居住の用に供する部分の床面積按分とする。

（交付申請の申請書類等）

第8条 要綱第8条第1項の規定による市長が別に定める補助金交付申請書及びその他書類は、以下に掲げるものとする。

- （1） 補助金交付申請書（要領別記様式第1号）
- （2） 当該空き家の購入に係る見積書（売買契約書）の内訳証明書（要領別記様式第1号の2）（購入費を補助対象とする場合に限る。）
- （3） 対象リフォーム工事に係る工事見積書（請負契約書）の内訳証明書（要領別記様式第1号の3）（リフォーム費を補助対象とする場合に限る。）
- （4） 当該空き家の全景写真（申請時点の状況が確認できるものに限る。）
- （5） 対象リフォーム工事を行う場所の現況を示す写真（リフォーム費を補助対象とする場合に限る。）
- （6） 当該空き家の登記の全部事項証明書（建物）又は登記情報サービスによる登記情報（申請日前3か月以内に発行されたものに限る。）
- （7） 新潟市制度用の納税証明書（申請した会計年度に発行されたものに限り、新潟市内に住所がない者を除く。）
- （8） 補助事業実施後の居住の用に供する部分の床面積及びそれ以外の部分の床面積が確認できる図面（併用住宅に限る。）
- （9） 一部増築、一部改築又は一部減築の工事に係る部分の床面積及び既存部分の床面積が確認できる図面（当該工事を補助対象とする場合に限る。）

(10) 申請者の戸籍の附票の写し（転籍等で住所の変遷が確認できない場合、2年以内に県外から移住したことが確認できる住民票の写し等の書類）

(11) その他市長が必要と認めるもの

2 前項第7号に定める書類が申請書提出時に発行できない場合、要綱第13条第1項の規定による実績報告書の提出までに、提出すること。

(実績報告の報告書類等)

第9条 要綱第13条第1項の規定による市長が別に定める実績報告書及びその他書類は、以下に掲げるものとする。

(1) 実績報告書（要領別記様式第2号）

(2) 申請者を含む世帯全員分の住民票の写し

(3) 当該空き家の登記の全部事項証明書（建物）又は登記情報サービスによる登記情報（補助事業者へ所有権移転登記完了後のもので、購入費を補助対象とした場合に限る。）

(4) 当該空き家の購入に係る売買契約書の写し（購入費を補助対象とした場合に限る。）

(5) 当該空き家の購入に要した費用の支払いが確認できる書類（領収書の写し、銀行の振込明細書の写し、通帳の写し、その他これらに類するもので、購入費を補助対象とした場合に限る。）

(6) 対象リフォーム工事を含む工事請負契約書の写し（リフォーム費を補助対象とした場合に限る。）

(7) 対象リフォーム工事に要した費用の支払いが確認できる書類（領収書の写し、銀行の振込明細書の写し、通帳の写し、その他これらに類するもので、リフォーム費を補助対象とした場合に限る。）

(8) 対象リフォーム工事を行う場所の工事前写真（申請時点の状況が確認できるもので、リフォーム費を補助対象とした場合に限る。）

(9) 対象リフォーム工事が行われた場所の工事後写真（リフォーム費を補助対象とした場合に限る。）

(10) 交付決定を受けた補助事業の内容を変更した場合（軽微な変更の場合に限る。）は、当該変更の内容が確認できる書類

(11) 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）第6条第4項に規定する確認済証の写し（対象工事の実施にあたり、同条第1項に規定する確認の手続き（建築基準法第87条において準用する場合を含む）が必要な場合に限る。）

(12) その他市長が必要と認めるもの

2 前項第2号の住民票における住定日が、申請者等が実際に空き家に転居した日と異なる場合、前項に規定する書類に加えて空き家への転居を証する書類（電気、ガス、水道などの使用開始日を示す書類、若しくは引越しの領収書等）を提出するものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和6年5月20日から施行する。

（この要領の失効）

2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

種別	補助の対象外となる経費
<p>空き家の購入に係る経費</p>	<p>次の各号に掲げる経費とする。</p> <p>(1) 土地の購入に係るもの</p> <p>(2) 固定資産税清算金</p> <p>(3) 契約に要する費用、登記に要する費用及び仲介手数料</p> <p>(4) その他補助の対象として市長が不相当と認めるもの</p>
<p>対象リフォームに係る経費</p>	<p>次の各号に掲げる経費とする。</p> <p>(1) 家具（カーテン及びブラインドを含み、造り付けのものを除く）、電化製品（エアコンを含む）、暖房器具及び照明器具等の備品に係るもの</p> <p>(2) 電信、電話及び通信等設備に係るもの（建物内の工事に係るものを除く）</p> <p>(3) 店舗、事務所、作業場その他居住の用に供する部分以外の部分に係るもの</p> <p>(4) 外構、植栽（植樹、剪定など）及び居住の用に供さない別棟の建築物（車庫、物置、倉庫など）に係るもの</p> <p>(5) 下水道接続及び浄化槽設置並びに雨水浸透ます及び雨水タンクの設置に係るもの</p> <p>(6) 太陽光発電システム及びペレットストーブの設置に係るもの</p> <p>(7) ハウスクリーニング、排水管清掃、シロアリ駆除、設計、工事監理及び申請手数料など工事請負以外に係るもの</p> <p>(8) その他補助の対象として市長が不相当と認めるもの</p>

要領別記様式第1号（第一面）（第8条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

（申請者） 〒

住 所

ふりがな

氏 名

電話番号

Eメール

新潟市空き家活用推進事業 補助金交付申請書

空き家活用推進事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、本申請書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

活用のタイプ	移住定住活用タイプ（ <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> リフォーム ）						
用 途	住宅						
空き家の所在地	新潟市 区						
補助対象経費 (C)	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td></tr></table> 円（第三面より）						
補助金申請額 (F)	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td></tr></table> 円（第三面より）				0	0	0
			0	0	0		
補助事業着手 予定年月日	年 月 日						
補助事業完了 予定年月日	年 月 日						
空き家購入の 共同名義人（予定）	氏名： 住所：						

（申請者が、申請等事務手続きを代行者に委任する場合はご記入ください。）

下記の者を本申請に係る申請等事務手続きの代行者として委任します。			
手 続 代 行 者	住 所	〒 ー	
	会 社 名	ふりがな 担当者名	-----
	電話番号	Eメール	

## 要領別記様式第1号（第二面）（第8条関係）

## 工事に係る仕様書

&lt;住宅リフォーム工事の内容&gt;

外部			
工事種別		工事概要	
①	屋根リフォーム		
②	外壁リフォーム		
③			
内部			
室名		改修部位	工事概要
④		床	
		壁	
		天井	
		その他	
⑤		床	
		壁	
		天井	
		その他	
⑥		床	
		壁	
		天井	
		その他	
⑦		床	
		壁	
		天井	
		その他	
⑧		床	
		壁	
		天井	
		その他	
⑨		床	
		壁	
		天井	
		その他	



要領別記様式第1号の2（第8条関係）

## 見積書（売買契約書）の内訳証明書

年 月 日

（宛先）新潟市長

（売主又は仲介業者等）住 所

（法人等にあつては所在地）

氏 名

（法人等にあつては名称及び代表者の氏名）

申請者（空き家の買主）\_\_\_\_\_様の空き家活用推進事業補助金の申請に係る売買契約の内訳は、下記のとおりであることを証明します。

■ 空き家の所在地：新潟市 \_\_\_\_\_ 区

売買契約書の内容及び内訳明細表

補助対象経費（A）	
内容	金額（税抜）
空き家（土地代を含まない）の購入費	円
補助対象外経費	
内容	金額
土地の購入費	円
合計	円
消費税※	円
見積額 合計	円

※個人から個人への空き家（建物）の売買、及び土地の売買には消費税はかかりません

〈確認事項〉（項目を確認し、□に✓印を記入してください。）

確認	確認項目
<input type="checkbox"/>	上記の空き家は「にいがた安心こむすび住宅推進事業」の補助金交付を受けた住宅ではありません。

要領別記様式第1号の3（第8条関係）

工事見積書（請負契約書）の内訳証明書

年 月 日

（宛先）新潟市長

（工事業者）住 所  
会 社 名  
代表者名

申請者\_\_\_\_\_様の空き家活用推進事業補助金の申請に係る工事の内容及び工事費の内訳は、下記のとおりであることを証明します。

工事の内容及び内訳明細表

補助対象経費	
工事種別	金額（税抜）
屋根リフォーム	円
外壁リフォーム	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
補助対象経費合計（B）	円
補助対象外経費（b）（その他工事）	円
合計（B）＋（b）	円
消費税	円
見積額 合計	円

〈確認事項〉（項目を確認し、□に✓印を記入してください。）

確認	確認項目
□	上記の内訳に国及び市の他の助成事業と補助対象経費を重複して補助金交付を受けている又は受ける予定のものは含まれておりません。
<p>※「重複」とは、同一の箇所・部位の同一の工種・項目又は同一の補助対象経費において他の補助金を併用して受給していることをいう。</p> <p>併用している助成事業がある場合は、事業名を記載してください。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>	

要領別記様式第2号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

（補助事業者） 市

住 所

ふりがな  
氏 名

電話番号

Eメール

新潟市空き家活用推進事業 実績報告書

年 月 日付 新住G 第 号の2 で交付決定のあった空き家活用推進事業補助金について、補助事業が完了したので次のとおり報告します。なお、本報告書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

活用のタイプ	移住定住活用タイプ（ <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> リフォーム ）											
用 途	住宅											
空き家の所在地	新潟市 区											
項 目	交付決定通知書に記載された額					実績額						
補助対象経費 (C)					円					円		
交 付 決 定 額				0	0	0	円					
交 付 算 定 額 (F)	※交付算定額は交付決定額以内の額 (交付算定額 ≤ 交付決定額)											
着 手 年 月 日	年 月 日											
完 了 年 月 日	年 月 日											

補助金の交付先 (振込先)	金融機関名	(金融機関名)	(本・支店名)
	預金種類・口座番号 (右詰めで記入)	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	第 <input type="text"/> 号
	フリガナ		
	名 義 人		

※振込先の名義人は原則として、補助事業者と同一としてください。